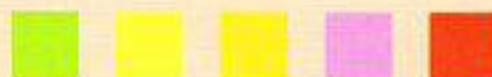


～メールアドレスの登録をお願いします～



均等メルマガのご案内

機会均等推進責任者メールマガジン

<http://kintou.mhlw.go.jp/>

厚生労働省では、機会均等推進責任者の方々に雇用管理に関する最新・有益な情報等を掲載したメールマガジンを無料で配信しています。

このメールマガジンでは、「女性の能力発揮のためにこういう雇用管理方法があったのか」、「均等法の具体的適用はこうなるのか」など、機会均等推進責任者の皆様の取組へのアドバイスやヒントとなる情報を提供しておりますので、ぜひご活用ください。

〈メールマガジンの内容（例）〉

- ★雇用管理上参考となるポジティブ・アクション、セクハラに関する事例紹介
- ★Q & A形式による法解釈や雇用管理上のノウハウ
- ★男女雇用機会均等法関連資料の提供
- ★セミナー開催等の行事情報
- ★行政の動向

メール配信の申込みは

均等メルマガ

検索



「機会均等推進責任者メールマガジン配信サービスサイト」
(<http://kintou.mhlw.go.jp/>) のURLを直接入力していただくか、「均等メルマガ」で本サイトを検索してください。
(詳しい入力方法は裏面へ)

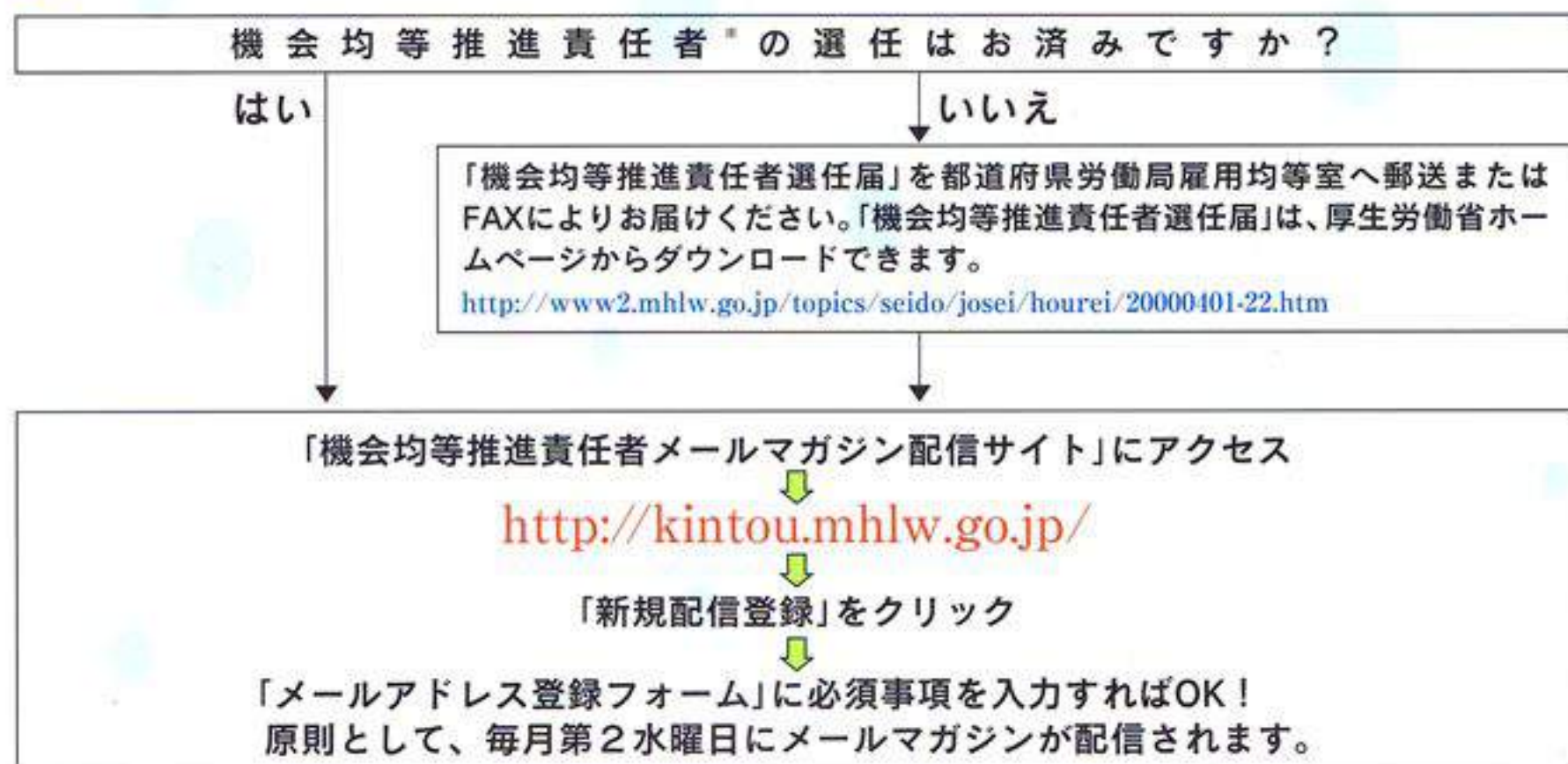
厚生労働省雇用均等・児童家庭局





均等メルマガ

■ メールマガジンの申し込み方法



※機会均等推進責任者とは

厚生労働省では男女雇用機会均等法に定めるポジティブ・アクションの推進を図るため、事業所において人事労務管理の方針の決定に携わる方を「機会均等推進責任者」として選任していただくようお願いしております。貴事業所におかれても、ぜひ、「機会均等推進責任者」を選任していただき、性別にとらわれない人事管理、働く女性の能力発揮のためのポジティブ・アクションの推進に必要な取組を実施してください。

ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク

このシンボルマークは、「ポジティブ・アクション」への関心、認知度を高め、社会的気運の醸成を図るため、女性の活躍推進協議会が公募し、決定されました。

企業の皆さまが、ポジティブ・アクション普及促進の趣旨に賛同して活動を行う際にご利用ください。

【シンボルマークの利用例】

- 社員の意識啓発を図るため、社内報にシンボルマークを掲載し、ポジティブ・アクションの取組を紹介する
- 企業のイメージアップを図るため、商品や名刺等にシンボルマークを掲載する

シンボルマークのダウンロードやご利用いただく場合の留意点等についてはこちらをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000004eod.html>

【問い合わせ先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課 均等業務指導室 啓発指導係

TEL 03(5253)1111 (内線7843)



ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク

